

(予定)令和8年度医療従事者勤務環境改善施設・設備整備事業費補助金について

事業期間	平成26年度～
目的	医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりなどの勤務環境改善整備を支援することにより、医療従事者の離職防止を図る。 ※H26.10月の医療法改正により、医療従事者の勤務環境改善が医療機関管理者の努力義務とされたことを受け、H27より対象を看護職員から医療従事者へ拡充。
補助対象者	県内の病院及び診療所（自治体立及び公的団体立を除く。）
事業内容	1 施設整備事業 病院の処置室、カンファレンスルーム、仮眠室及びナースステーション等の拡張や新設により医療従事者が働きやすい合理的な病棟づくりとするための施設整備事業 2 設備整備事業（H27～） 医療従事者の業務省力化につながる設備・システムや機器等の導入に係る設備整備事業
補助条件	以下のすべての条件を満たすこと。 ① 業務見直し改善検討委員会等を設置し、業務の改善に積極的に取り組んでいること。 ② 院内研修等独自に離職防止対策を実施していること。 ③ 医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針（H26年厚生労働省告示第376号）に基づく「医療勤務環境改善計画」を作成済み、作成中又は作成を予定していること。
基準額	1 施設整備事業 次に掲げる基準面積に単価を乗じた額の合算額とする。 ① 基準面積：1病棟につき 50㎡ 施設整備と併せてナースコールを更新付設する場合は 1㎡当たり114,200円を加算 ② 単価 ・鉄筋コンクリート 159,000円 ・ブロック 139,700円 ・木造 159,900円 2 設備整備事業 2,000,000円
補助率	1／3以内
対象経費	1 施設整備事業 医療従事者が働きやすく離職防止につながる部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 2 設備整備事業 医療従事者の業務省力化を目的とした設備整備、備品購入に要する経費
留意点	(1) この補助金は、地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）の対象となっていることから、基金の国内示次第では、補助事業自体が廃止又は内容変更となる可能性があります。 (2) 補助事業の着手（工事着工又は備品購入）は、原則、交付決定後となります。